

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第70号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年岩手県規則第128号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（登録の申請）</u> 第2条 法第5条の申請書は、高齢者円滑入居賃貸住宅登録申請書（様式第1号）によらなければならない。	第2条 削除
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

附 則

この規則は、平成22年5月19日から施行する。